

答 申

第 1 審査会の結論

豊明市議会議長（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 7 月 18 日付けで行った公文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 7 年 6 月 5 日、開示請求人は、豊明市情報公開条例（平成 13 年豊明市条例第 29 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、2024. 12. 27、2025. 01. 30 及び 2025. 02. 13 豊明市議会議員政治倫理審査会会議録の開示を請求した。
- 2 令和 7 年 7 月 18 日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件公開請求文書を次の理由によりそれぞれ部分開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

理由：条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当

本件公開請求文書は、豊明市議会議員政治倫理条例（令和 7 年 3 月 25 日条例第 7 号による改正前のもの。以下「政治倫理条例」という。）第 9 条第 5 項により非公開のため及び特定の個人が識別できるため。

- 3 令和 7 年 10 月 8 日、審査請求人は、本件処分のうち 2025. 02. 13 豊明市議会議員政治倫理審査会会議録の全部開示、少なくとも個人名及び明らかにその個人が識別できる部分以外は全て開示することを求めて、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

審査請求書及び審査請求人の口頭による意見の陳述によれば、本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち、審査対象部分を不開示とした部分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見の陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

理由

- 1 豊明市議会議員政治倫理審査会（以下「政治倫理審査会」という。）が非公開であっても、公文書たる会議録まで全部非開示とする理由はなく、全部開示を求める。
- 2 審査請求書の添付書類に数名の個人名が記載されているが、これらは裁判所において公開されており「識別できる」ことに問題はない。
- 3 政治倫理審査会が政治倫理審査会の中で該当者の名前を明らかにするのは是非を本人に確認すべきであったが、そのような努力もせず、傍聴市民の知る権利をないがしろにして非公開としたことに問題がある。
- 4 仮に、該当者の識別ができることに問題があるとしても、条例の趣旨に照らし、黒塗りは個人名など最小限とすべきであり、ほとんどすべてが非開示とされたことは合理性を欠き納得できない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 「政治倫理審査会が非公開であっても、公文書たる会議録まで全部非開示とする理由はなく、全部開示を求める。」については、全部非開示としておらず審査経過がわかるよう部分開示としている。

- 2 全部開示を求める理由として、「審査請求書の添付書類に数名の個人名が記載されているが、これらは裁判所において公開されており「識別できる」ことに問題はない。」については、裁判所資料の取扱いについては弁護士相談を行っており、裁判所における訴訟資料の公開について問い合わせたところ、利害関係人は謄写が可能であり、その他の人は閲覧ができる。つまり、一般に資料を公開することを前提としているものではなく、当該の裁判の傍聴人が情報を得ることができる程度に公開しているに過ぎないと判断をいただいております、問題がないと判断できるものではない。
- 3 「政治倫理審査会が政治倫理審査会の中で該当者の名前を明らかにすることの是非を本人に確認すべきであったが、そのような努力もせず、傍聴市民の知る権利をないがしろにして非公開としたことに問題がある。」については、政治倫理審査会の決定の不服であり、非公開の案件が条例第7条第1号に基づき不開示（一部開示）とすることに対する本審査請求に対する理由としては妥当ではない。
- 4 「仮に、該当者の識別ができることに問題があるとしても、条例の趣旨に照らし、黒塗りは個人名など最小限とすべきであり、ほとんどすべてが非開示とされたことは合理性を欠き納得できない。」は、非公開の案件が条例第7条第1号に基づき不開示とするところ、会議内容の議事進行がわかるよう一部開示としたことは合理性があり妥当と考える。

第5 審査会の判断

1 争点

本件会議録が、条例第7条第1号及び第2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定をしているように、地方自治の本旨にのっとった制度であり、市民の知る権利の尊重及び市民に対する市の説明する責務を果たさなければならないことを明らかにしている。

しかし、開示請求に係る公文書の中には、原則開示の例外となる不開示情報に該当する情報があると規定しており、これを条例第7条各号において不開示情報として具体的に類型化している。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

- (1) 政治倫理条例第8条に基づき設置された政治倫理審査会の会議録である。
- (2) なお、本件対象文書に係る審査結果の概要については、政治倫理条例第9条第12項に基づき公表されている。

4 条例第7条第1号該当性

- (1) 条例第7条第1号は、法令及び条例の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報については、この条例においても不開示とすることを改めて規定するものである。
- (2) 本件情報については、政治倫理条例第9条第5項の「審査会の会議は、原則公開とする。ただし、第三者のプライバシー保護等のため出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。」の規定に基づき、政治倫理審査会において非公開と決定されており、条例の規定により公にすることができないと認められる情報が記録された公文書として、法令秘情報に該当する。

5 条例第7条第2号該当性

- (1) 条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、ただし書の規定を除いて原則不開示とすることを定めたものである。

- (2) 審査請求人は、裁判所資料において識別できることを理由に全部開示を求めているが、裁判の公正性を確保することを目的とする訴訟記録の閲覧制度と情報公開制度は異なる制度である。訴訟記録の閲覧については無条件で容認されているものとは言えず、秘密保護のための閲覧等の制限があるか否かを実施機関は容易に知り得ないことから、民事訴訟法に基づく閲覧制度が設けられていることをもって直ちに、条例第7条第2号ただし書きア「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは言えず、実施機関の判断は妥当である。
- (3) 審査請求人の主張する「政治倫理審査会の中で名前を明らかにすることの是非を本人に確認すべきであったが、努力もせず非公開としたことに問題がある」については、当審査会で判断するものではない。
- (4) 実施機関は、審査経過がわかるよう部分開示としており、不開示部分については、条例第7条第2号及び第8条第1項に該当すると主張している。そのため、個人情報部分開示の可否についても検討する。
- (5) 条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該公文書の内容から、特定の個人が識別され、又は識別される可能性があるものをいう。一般的には、特定の個人が識別できる情報は、氏名、生年月日、住所であるが、この部分を不開示にしたとしても、それ以外の部分の情報から特定の個人が識別され得るものについては不開示とするものである。
- (6) 条例第8条第1項は、一つの公文書の中に記録された不開示情報の部分が、他の部分と容易に区分することができ、かつ区分しても有意の情報が記録されているときは、実施機関は不開示情報が記録された部分を除いた部分を公開しなければならないことを定めたものであるが、実施機関に対して、有意とはいえない情報の開示までを義務付けているものではない。
- (7) 審査会において、実施機関が不開示とした会議録に有意な情報が含ま

れていないか確認したところ、不開示部分は、条例第7条第2号に該当しており、それ以外の情報自体で有意な情報と認められるものはなかった。

6 その他

- (1) 本件の争点ではないが、実施機関が本件会議録を部分開示とした判断について、当審査会は条例第7条第5号に該当すると判断する。
- (2) 条例第7条第5号は、実施機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とすることを定めたものである。
- (3) 実施機関は、意見陳述に際して、政治倫理審査会における妨害行為やそれに伴い身の危険を感じる委員がいたことを述べている。
- (4) 発言者名及び発言内容を公にすることにより、今回だけでなく、将来における非公開の審査会においても、委員が個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

会議の開催に当たり、個人の意見と事実を分けて議論を整理するなど会議の開催方法を見直すことで、非公開の会議に関する文書であっても、少しでも多くの情報が開示されることを期待する。

第7 審査会の経過

年 月 日	処 理 経 過
令和 7 年 1 1 月 5 日	情報公開審査諮問書の受理
令和 8 年 3 月 5 日 (令和 7 年度第 5 回審査会)	調査審議
令和 8 年 5 月 2 0 日 (令和 8 年度第 1 回審査会)	調査審議 実施機関からの聴取
令和 8 年 6 月 2 5 日 (令和 8 年度第 2 回審査会)	調査審議 審査請求人の口頭意見陳述
令和 8 年 8 月 2 0 日 (令和 8 年度第 3 回審査会)	調査・答申内容審議
令和 8 年 9 月 2 9 日	答申

答申に関与した委員

石川順一、市野光信、飯田匡崇、原由実子、船田忠行